



男女共同参画推進委員会

平成26年度男女共同参画に関する作文 入選作品

中学生の部 最優秀賞

真の男女平等とは

安中市立第一中学校3年

斉藤 侑夏

『団旗は男子が』『生徒会長は男子が』という考え方が、学校生活の中にも残っているように感じたことがある。性別だけで判断することは、偏見に過ぎず、個々の能力を無視した行為だと私は思う。学校生活という小さな世界の中だけでも、男女平等ではないと感じることがあるのだから、社会でもっとこのように感じる機会が多いのだろうか。

身近な所から考えてみると、意外なことに気付いた。それは、母の会が保護者会へと名前が変わったことだ。保護者は母親だけではないからだろう。保母さんが保育士へ、看護婦が看護師へ、と男女の区別を呼称から外しているのだ。また、トラックの運転手も男性だけでなく、女性ドライバーもいる。育児休業も母親だけでなく、父親も取得できるようになっている。このように男女雇用機会均等法が、企業で運用されていることも人の意識変化に影響を与えたのだろう。その結果、イクメンの言葉からもわかるように、男女間の役割、考え方が変わりつつあると思う。

例えば、母が結婚、出産後も継続して仕事をしていることも時代の変化だ。やりがいはあるが、女性が男性と同等に働くことは、とても大変だと言っていた。それは、仕事を続ける上でさまざまなことを学んでいく必要が

第50回

あるのにもかかわらず、自分のための時間が取れないからだそう。確かに、仕事、家事、学校行事への参加など、さまざまな役割のある母の負担は大きいと感じる。母が「手伝わて」と言えば、誰かが手伝うが、そうでない限り皆、自分の好きなことをしている。そもそも、家事を母の役割と考えることが平等ではないのかもしれない。家事も仕事と同じように性別だけで区別する必要はないのだから、今まで以上に協力していくことが大切だと改めて感じた。

また、人には得手不得手がある。男性でも力の弱い人がいれば、女性でも力の強い人がいるように、単純に性別では判断できない。しかし、性が異なる以上、どうしても区別して考えなければならぬことが多くあるのも事実だ。だから『男女が全て同じ』ということとは単純ではなく、難しいことだと思ってしまう。だからこそ、私たちの意識の中に、『男性だから、女性だから』という概念があってはいけないのだ。

『男女平等』を突き詰めると結婚年齢や遺族年金受給は男女で異なるなど、実はまだまだ社会制度にもさまざまな問題があり、矛盾に感じることもあるが、私たちができることは、『男女平等』という言葉の表面だけにとらわれず、お互いを理解していくことだ。そして、男女の枠を超えて尊重し、協力し合い、協調していくことが、一番大切だと思う。

問合せ▼

困企画課女性政策係（☎内線1021）

消費生活センターからのお知らせ

「老人ホーム入居権を代わりに申し込んで」という電話は詐欺です

「老人ホーム入居権」に関する劇場型勧誘（買え買え詐欺）が依然として続いています。



【事例】

突然知らない業者から「老人ホームのパンフレットが届いたら連絡してほしい」と電話で頼まれた。数日後に届いたので連絡すると「両親を入居させたい人がいるが、1人分しかないので権利を譲ってほしい。申込書に署名し、代わりに申し込んで」と指示され、実行した。2日後にその老人ホームから「名義貸しは違法行為で罪になる。100万円を払えば名前を消す」と言われ、怖くなつて宅配便で現金を送った。すると老人ホームの監査人と称する人から電話で「まだ罪が消えていない。貯金はいくらあるか」と聞かれ、600万円と答えると「あと600万円支払え、さもないとパトカーが行く」と言われた。

【ひとことアドバイス】

☆「名義を貸すだけ」などと説明があっても、後からさまざまな口実で金銭を要求されます。一度お金を払ってしまったと、次々に請求されることがあるうえ、取り戻すことは極めて困難です。不安に感じても絶対に払ってはいけません。

資料提供…独立行政法人国民生活センター

【まずは相談しましょう】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月々金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時
問合せ▼安中市消費生活センター（☎382-2228）